

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問26（個）第11号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成25年7月5日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が不審者とされた平成〇年〇月〇日〇〇〇で発生した事案情報管理番号〇〇 管轄警察署 〇〇警察署（以下「〇〇署」という。）これに関係する情報で平成〇年〇月〇日〇〇署生活安全課において、〇〇警部が〇〇（以下「特定個人」という。）に対して聴取をおこなった。それに関する書類一切」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定等

- (1) 実施機関は、本件請求に対し、条例第17条の規定により、本件請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する不開示決定（以下「当初処分」という。）を行い、平成25年7月18日付けで審査請求人に通知した。
- (2) 審査請求人は、平成25年7月29日、当初処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求（以下「当初審査請求」という。）を行った。
- (3) 諮問実施機関は、平成25年9月12日、条例第34条第1項の規定により、当初審査請求につき当審査会に諮問した。
- (4) 当審査会は、平成26年10月17日、当該諮問に対し、当初審査請求の「対象となった保有個人情報につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。」との答申（諮問25（個）第4号）を行った。
- (5) 諮問実施機関は、上記（4）の答申を踏まえ、当初審査請求に対し、平成27年1月22日付けで当初処分を取り消す裁決を行った。
- (6) 実施機関は、上記（5）の裁決を踏まえ、本件請求に対し、平成〇年〇月〇日に〇〇署で受理した相談簿（受理番号〇〇号）（以下「本件対象情報」という。）を特定し、条例第14条第3号及び第7号に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報開示変更決定（部分開示決定、以下「本件処分」という。）を行い、平成27年1月30日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年2月6日、本件処分を不服として、行審法第5条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

警察職員のうち警部補以下の職にあるものの個人情報を除き、全ての開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る通知は、審査会の答申（諮問25（個）第4号）によって諮問実施機関の当初処分取消しの裁決となり通知されたものだが、その答申の4ページに「事実上当然知り得る情報であったと考えられる」と判断されており、警察職員の個人情報以外、内容については全面開示すべきとの趣旨と考えられる。
- (2) 実施機関は答申を尊重し、警察職員の個人情報以外は全面開示するべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象情報について

- (1) 本件請求に対し、本件対象情報を対象情報として特定した。
- (2) 相談簿は、警察職員が「警察安全相談取扱要綱の制定について（通達）」（平成22年3月26日付け広警相第80号外。以下「要綱」という。）に基づき、警察安全相談を受理した場合に作成する文書であり、相談内容、完結に至るまでの措置状況及び指揮事項等を記載することとなっている。
ここでいう警察安全相談とは、警察に対して指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

2 不開示とした部分及びその理由

- (1) 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影
開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された情報ではない。
以上のことから、条例第14条第3号に定める「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。
- (2) 警察電話番号
警察電話は、あらゆる警察事象に即応するため、通常業務における必要な連絡はもちろん突発事案への対応等適正な通信事務を確保する必要がある。
警察事務は、被疑者等からの反発及び反感を招くおそれが高い業務であり、一般行政事務と異なる警察事務の特異性に鑑み、警察電話番号を開示することにより、不特定多数の者から事務妨害等を目的として、特定の警察電話に対する嫌がらせを受ける蓋然性が高いことから、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
以上のことから、条例第14条第7号に定める「行政執行情報」に該当する

ものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(3) 相談簿継紙の「対応の経過」欄のうち不開示とした部分

ア 不開示とした部分には、PTA会長等からの事情聴取内容及び伺い事項（以下「事情聴取内容等」という。）並びに公用携帯電話番号が記載されている。

イ 事情聴取内容等のうち不開示とした部分は、開示請求者とは別々に聴取等した内容であることから、条例第14条第3号に定める「開示請求者以外の個人に関する情報」であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書イに規定された、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないため、開示することにより、開示請求者以外の第三者の権利利益が損なわれるおそれがある。

また、実施機関が審査請求人以外の者から把握した情報であり、実施機関を信頼して任意に提供されたものであるため、条例第14条第7号に定める「行政執行情報」に該当し、開示することにより、警察の情報収集活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 公用携帯電話番号については、上記(2)と同様、条例第14条第7号に定める「行政執行情報」に該当し、開示することにより、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ 以上のことから、条例第14条第3号に定める「開示請求者以外の個人に関する情報」及び同条第7号に定める「行政執行情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、実施機関のホームページ等の防犯情報に審査請求人が不審者として掲載された事案についての相談簿であり、審査請求人が平成〇年〇月〇日に〇〇署にこの情報の消去を求めて相談した内容、〇〇署が関係者から事情聴取した内容、措置状況等が記載されている。

実施機関は、本件対象情報の一部に条例第14条第3号及び第7号に該当する情報が記載されているとして、本件処分を行っていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

なお、審査請求人が本件請求において、警察職員のうち警部補以下の職にある者の個人情報を除いて開示することを求めていることから、これ以外の不開示部分について検討することとする。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第14条に規定する不開示情報について

条例第14条第3号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号

ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならないことを規定している。

また、条例第14条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、（略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とすることを規定している。

（2）警察電話番号について

諮問実施機関は、警察電話番号について、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

諮問実施機関によれば、警察電話は、警察の組織内における通信を確保するため独自に設置された回線であり、組織外部の一般公衆回線等からの架電は、公表されている実施機関の代表電話を介し、警察電話番号を伝えることにより可能であるとのことであった。

「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする」（警察法〔昭和29年法律第162号〕第2条第1項）とされており、警察電話番号を公にすると、警察事務の特異性から、特定の部署又は警察職員が、誹謗中傷や警察事務等の妨害を目的とした電話を受けるなどし、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問実施機関の説明は首肯できるところである。

したがって、実施機関が警察電話番号を条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

（3）事情聴取内容等について

諮問実施機関は、事情聴取内容等について、警察の情報収集活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

当審査会において、事情聴取内容等に記載されている情報を見分したところ、確かに審査請求人以外の第三者から収集された情報に関するものであり、警察における事情聴取という事務の性質から、秘匿されることを前提に収集されたものと認められる。

このため、事情聴取内容等を公にすると、今後、同種の事案において、情報提供者等が警察に協力することをちゅうちょしたり、あるいは情報を提供しなくなるなど、事案等に関する正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあると認められる。

したがって、事情聴取内容等は、条例第14条第7号の不開示情報に該当すると認められるため、諮問実施機関が併せて説明する同条第3号の該当性を

判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 公用携帯電話番号について

諮問実施機関は、公用携帯電話番号について、警察電話番号と同様、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

諮問実施機関によれば、公用携帯電話は、警察職員相互間の通信手段として使用しているものであり、組織外部の一般公衆回線等からの架電は、公用携帯電話番号を指定することにより可能であるとのことであった。

そうすると、上記(2)と同様、公用携帯電話番号を公にすると、警察事務の特異性から、特定の警察職員が、誹謗中傷や警察事務等の妨害を目的とした電話を受けるなどし、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、実施機関が公用携帯電話番号を条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは妥当である。

3 その他

審査請求人は、当審査会が当初審査請求に係る諮問実施機関からの諮問に対し行った答申(諮問25(個)第4号)の一部(「事実上当然知り得る情報であった」)を引用して、実施機関は当該答申を尊重し、本件対象情報について警察職員の個人情報を除き全て開示すべきであると主張する。

しかしながら、審査請求人が引用する箇所は、当審査会が実施機関による当初処分の妥当性について検討するに当たり、特定個人が「事情聴取を受けたか否か」について、審査請求人が事実上知り得る情報であったことを示したものであって、本件対象情報について警察職員の個人情報を除き全て開示することを示したものではない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 3. 26	・ 諮問を受けた。
27. 3. 27	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 5. 14	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
27. 5. 19	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
28. 1. 27 (平成27年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 2. 24 (平成27年度第10回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
28. 3. 23 (平成27年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士